

古賀市公告第49号

古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

平成26年8月11日

古賀市長 竹下 司津男

1. 業務委託概要

- (1) 業務名：古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託
- (2) 業務内容：「古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日の翌日から平成29年3月31日（金）まで
- (4) 予定額：18,583千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

2. 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 過去において、自治基本条例制定の支援業務又は類似業務を受託した実績を有している者
※ ここでいう「類似業務」は、官公庁で行う総合計画、まちづくり計画などの各計画の策定、官公庁で実施する市民討議会、公聴会、ワークショップなどの市民参加に係る事業の実施に関する支援業務を指す。
- (2) 本市の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画）」に登録されている者とする。ただし、本件に限り、同登録の申請を本プロポーザル参加申込みと同時に行い、受理された者でも可能とする。
- (3) 古賀市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第4条の規定に該当しない者であること。
- (4) 古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止措置、他自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号に該当しないこと。

3. 提出方法等

(1) 提出書類

下記①～⑧の書類全てを提出すること。

指定の様式を示していない書類についてはA4版の任意の様式で提出すること。

①参加申込書（様式1） 正本1部

②提案申請書（様式2） 正本1部 副本9部

③提案書 正本1部 副本9部

④会社概要（所在地、資本金、年商、組織図、業務資格、事業内容等）

正本1部 副本9部

⑤自治基本条例制定支援又は類似業務実績書（様式3） 正本1部 副本9部

⑥業務委託推進体制提案書 正本1部 副本9部

⑦配置予定者の経歴等（様式4） 正本1部 副本9部

⑧見積書 正本1部 副本9部

※策定委員会の進捗状況等により開催回数が変更となることも予想されるため、円滑に変更契約等が締結できるよう、業務内容、工程ごとに業務の想定日数等具体的な内訳の明細を記載した見積書で年度ごとの見積の内訳も分かるようにすること。

(2) 様式の配布

本プロポーザルに関する様式は、本市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(3) 提出期間

(1) の提出書類のうち

①：平成26年8月11日（月）から平成26年8月22日（金）午後5時必着

②～⑧：平成26年9月5日（金）から平成26年9月16日（火）

午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（※持参の場合は、閉庁時を除く。）

(5) 提出場所

古賀市役所総務部総務課地域コミュニティ室

(6) その他

①を提出後、②～⑧を提出しない場合は、任意の様式にて、辞退届を提出すること。

4. その他

別添の「古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による

5. 実施要領・仕様書の配布場所

市ホームページからダウンロードしてください。

[URL:http://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/community/jichihon/002.php](http://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/community/jichihon/002.php)

問い合わせ先

古賀市役所 総務部 総務課 地域コミュニティ室

〒811-3192 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

TEL: 092-942-1165 (直通)

FAX: 092-942-3758